

令和4年度第1回児童福祉専門分科会

次 第

日 時：令和4年6月29日（水）

午前10時00分～

場 所：大手公民館2階 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 会長及び副会長の選任について（協議事項）

(2) 松本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて（協議事項）

ア 事業計画の見直しについて（趣旨及び方法）

イ 保育課事業に係る実績報告及び中間見直し案について

ウ 健康づくり課事業に係る実績報告及び中間見直し案について

エ こども育成課事業に係る実績報告及び中間見直し案について

オ こども福祉課事業に係る実績報告及び中間見直し案について

(3) 重層的支援体制構築に係る他機関協働及び生活支援のあり方について（協議事項）

(4) その他

3 閉 会

松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

名 前	所 属 等	備 考
平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	
内藤 美智子	松本短期大学幼児保育学科教授	
藤沢 広信	松本児童相談所	
海野 暁光	私立保育園・認定こども園	
岡野 尚子	松本市私立幼稚園連盟	
赤羽 秀明	松本市小学校校長会	
山本 侑一郎	児童館長代表	
加藤 慎介	松本市P T A連合会	
渋谷 洋介	松本市保育園保護者会連盟	
福地 健司	松本市学童保育連絡協議会	
倉田 美智子	松本市民生児童委員協議会	
久保田 由美	公募委員	

児童福祉専門分科会会議資料 1
R 4 . 6 . 2 9
事務局（こども部こども育成課）

事業計画の見直しについて

1 計画見直しの趣旨

我が国では、出生率の低下や晩婚化により急速に少子化が進むとともに、共働き世帯の増加や核家族化の進展により、子どもを取り巻く環境が著しく変化し、保育等をはじめとする子育て支援への需要が急速に高まっています。

そのような中、本市では、質の高い教育・保育、子育て支援策を維持・向上させ、もって超少子高齢型人口減少社会に対応していくため、令和2年3月に「松本市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～平成6年度）を策定しました。

ここでは、「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」「地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進」を基本目標として掲げ、令和2年度からの2年間、この目標に基づく施策を展開してきました。

本計画の推進にあたっては、計画の中間年に当たる令和4年度に、当初想定したサービスの見込量や確保方策等の検証を行い、必要に応じて計画の中間見直しを行うこととしましたので、このたび、令和2年度及び令和3年度の実績を踏まえ、各事業の質・量両面の更なる充実に向けて、市民ニーズに対応できるよう見直しを行うものです。

2 見直しの方法

(1) 国が示した見直しの考え方

国は、令和4年3月に、計画の中間年の見直しのための考え方を示しており、そこでは、実績値と量の見込みに10%以上のかい離がある場合には原則として見直しが必要となるとしています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、平常時の実績の想定が困難であり、見直しを行う必要がなく、次期計画策定時に見直しを行うことも可能としております。

ただし、実際にどのような方法で見直しを行うかは、市町村が開催する「子ども・子育て会議」等の議論を経て、各自治体において適切に判断することとされています。

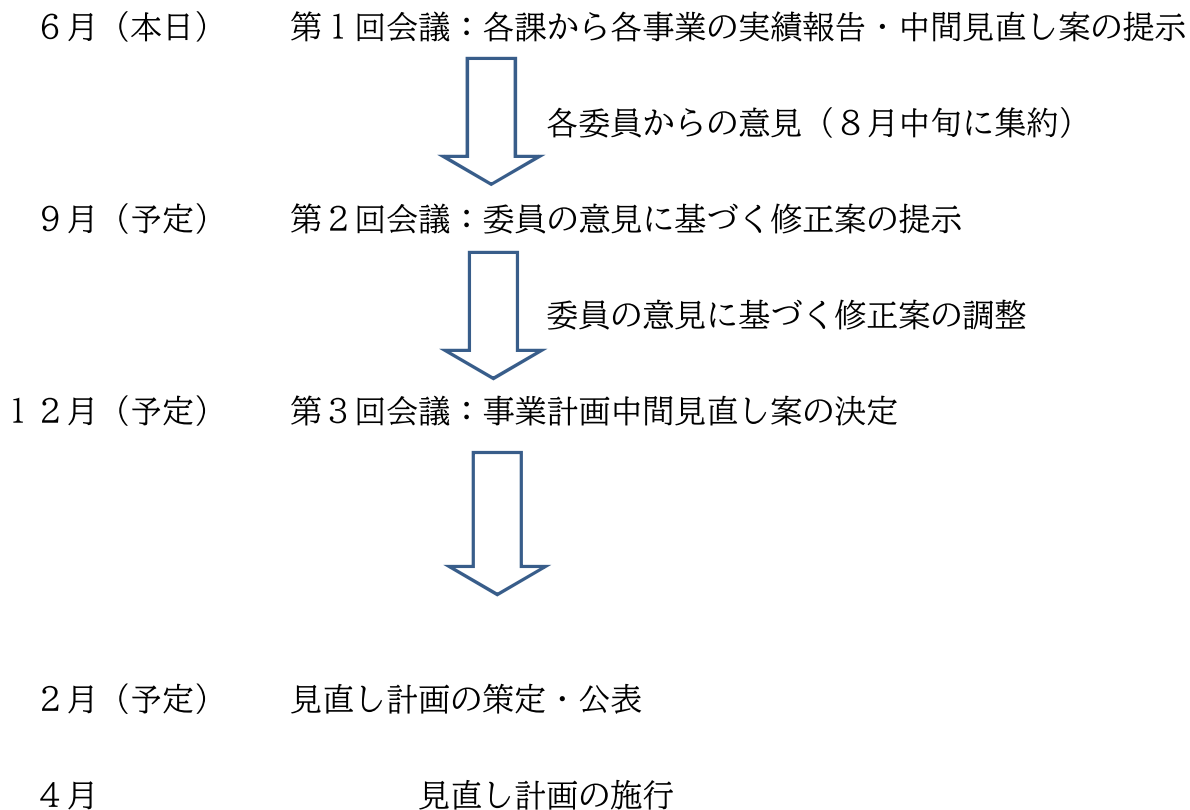
(2) 松本市の見直しの考え方

本市では、この国の見直しの考え方を基本としつつ、事業毎の実績や本市独自の状況などを踏まえ、令和2年度及び3年度のサービスの量の見込み及び確保方策について点検を行い、当会議の議論を経たうえで、必要に応じて修正を行います。

なお、現計画は、平成30年度に実施したニーズ調査に基づき策定されており、来年度、次期計画策定に向けてのニーズ調査を予定していることなどから、今回の中間見直しにおいては、大きな方針転換は行わず、量の見込みの修正を中心に見直しを行い、次期計画策定の際に、調査結果を踏まえて詳細な検討を行うこととします。

※各事業の見直し案に実績値と量の見込みに増減10%以上のかい離があるものについては、**量の見込みの数値**に網掛けをしておりますので、ご確認ください。

(3) 見直しのスケジュール



各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの
ための考え方について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う」こととなっています。

今般、基本指針に基づいて、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための考え方について送付いたします。各都道府県及び各市町村におかれては、これを参考としてご活用いただき、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況等を踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について、国における子ども・子育て支援施策の充実の検討材料とするため、令和 4 年度中を目途に調査を実施することを予定しておりますのでご承知置きください。

1. はじめに

本資料は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）に基づき、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において計画期間の中間年における見直し（以下「中間年の見直し」という。）を行うための参考となる考え方を示すものである。

本資料における見直しの考え方は、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）の策定時において、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（以下「手引き」という。）等に基づき、教育・保育の量の見込みを算出している場合を念頭に置いたものである。

実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。

なお、既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、令和 3 年度に見直しを行った自治体や、現在見直しを実施中の自治体について、改めて作業を行うことを求める趣旨ではない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和 4 年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和 5 年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。他方、市町村計画が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものであることを踏まえ、中間年の見直しの有無にかかわらず、地域の実情に応じて必要な場合は、適時に市町村計画を見直すことを検討していただきたい。

2. 見直しの方法について

2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

(1) 実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

(留意事項)

- ・市町村計画における1号認定子どもの「量の見込み」については、施設型給付を受けない幼稚園を利用する子どもの数等も含まれており、実績値の把握に際しても留意が必要である。
- ・市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（以下「地方単独事業」という。）等による保育については、当分の間、確保方策に含めることを可能としていることから、認定を受けずに地方単独事業等を利用している子どもの数について把握している場合には、実績値の把握に際しても留意が必要である。

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(1)に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合*は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \text{ 又は } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和5年度以降に見直しを行うことや、(4)に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

(3) 要因分析

(2)を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について分析する必要がある。「量の見込み」は、手引き等に基づけば、①「推計児童数」、②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」により算出しているところ、乖離が生じている場合、例えば以下のような要因が考えられる。

- ・①「推計児童数」に係る事項として、推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増大していること（例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加など）
- ・②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」に係る事項として、推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっていること（例えば、専業主婦（主夫）世帯から共働き世帯への移行、幼稚園における預かり保育の活用により保育認定を受けられる保護者が幼稚園を利用するケースの増加、保育の必要性の認定事由の明確化や保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇など）

（参考：「量の見込み」の計算式（「手引き」等より））

$$\text{①「推計児童数」} \times (\text{②「潜在家庭類型」} \times \text{③「利用意向率」}) = \text{「量の見込み（人）」}$$

（留意事項）

- ・乖離の要因が推計児童数である場合には、社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものか等について分析する必要がある。
- ・推計児童数の算出に当たっては、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時における人口推計など自然増減・社会増減を考慮に入れて算出した既存のデータを活用することも考えられる。
- ・乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかについて分析する必要がある。

（４）「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、（３）の要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行うものとする。

（留意事項）

- ・過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意いただきたい。その際、全国の女性就業率の動向については、令和２年については前年比減となっているが、令和３年は再び上昇していることなどにも留意が必要である。
- ・令和３年４月１日時点の「実績値」については、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意する必要がある。当該影響により「実績値」が下がっていると考えられる場合には、例えば、当該影響が発生する前の令和２年４月１日時点までの「実績値」の傾向を活用すること等により、「量の見込み」の補正を行うといった方法が考えられる。
- ・女性の就業増加等を踏まえ、１号認定から２号認定への変更を希望する場合があることに留意する必要がある。

- ・市町村計画における「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合には、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有等を図る必要がある。
- ・「手引き」においては、アンケート調査を踏まえた標準的な算出方法を示しているところであるが、アンケート調査以外の方法も含む、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただし、この場合においても、「潜在的なニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要がある。

(5) 提供体制の確保の内容の変更

(4)により「量の見込み」を補正した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討するものとする。

2. 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

その際、例えば、

- ・放課後児童クラブについて、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かり事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦・主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う

ことなどが考えられる。

また、「2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行っていただきたい。

3. 留意点

(1) 計画的な受け皿整備に向けた運用上の工夫

各地域における待機児童の状況等を踏まえ、例えば下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行う必要があると考えられる。

- ① 保育所や認定こども園を新たに整備した後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う。
- ② 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、その積極的な活用を図る。
- ③ 都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発を行う際には、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保する。
- ④ 必要利用定員総数について、令和6年度の必要利用定員総数が、令和5年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整においては、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である令和6年度の必要利用定員総数に基づき行う。
- ⑤ 預かり保育事業に係る施設等利用給付の支給実績等も踏まえつつ、幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定に関する受け皿の確保策として位置付ける。

(2) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直し（認定こども園の移行に関する事項を含む）

各都道府県においては、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切に見直しを進めていただきたい。その際、市町村の区域を超えた教育・保育施設の利用（広域利用）が適切に市町村計画に反映されるようにするため、関係市町村間の連携・調整を支援するとともに、広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。また、既存の幼稚園・保育所の希望に応じて認定こども園への移行を可能とするために設定いただいている「都道府県計画で定める数」について、改めて管内の事業者の希望を把握した上で、見直しを行うことが望ましいこと。

(3) 子ども・子育て支援法の一部改正を踏まえた対応

令和4年4月1日に一部施行される「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号）により、市町村子ども・子育て

て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項が追加され、あわせて、基本指針の改正がなされたところである。なお、本改正を踏まえて市町村計画を直ちに見直す必要があるものではないが、市町村の実情に応じて、第2期計画の中間年の見直しや、第3期計画等により対応することも差し支えないとしているところであるため、今般の中間年の見直しに際しては留意いただきたい。

(4)見直しに当たっての手續

見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、地方版子ども・子育て会議等で議論を行うこととする。また、市町村・都道府県間で十分連携して対応することが望ましい。

4. その他

- ・今般の中間年の見直しに関して検討状況を把握するため、令和4年中の見直しの予定の有無について、令和4年3月頃に調査を行う予定である。
- ・中間年の見直しを踏まえた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの改定状況について、令和4年度中を目途に調査を行う予定である。

重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について

1 趣旨

「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」など縦割りの制度や分野を超え、切れ目のない支援体制（重層的支援体制）を構築するにあたり、多機関協働及び生活支援のあり方について、調査審議をお願いするものです。

2 諮問事項

(1) 多機関協働のあり方

複雑化・複合化した困難な生活課題に対応するための各分野における専門職・専門機関等との連携や支援等のあり方

(2) 生活支援のあり方

これまでの松本市の地域福祉活動や公民館活動を踏まえた「新たな松本らしさ」による住民の集う場づくりや支え合いの関係づくりのあり方

3 背景

(1) 地域共生型社会について

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

(2) 縦割りの制度や分野を超えた切れ目のない支援体制について（資料1）

ア 複雑化・複合化した困難な課題について、調整する機関を新設したい。

イ 被相談者への支援は、新たな事業（「参加支援事業」「地域づくりに向けた支援事業」など）を活用し、伴走型の支援を行いたい。

ウ これらの事業を行う場合、既存事業の補助金等に加え、新たな事業を実施するための費用を一体化した交付金が一括交付される。

4 スケジュール

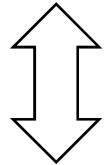
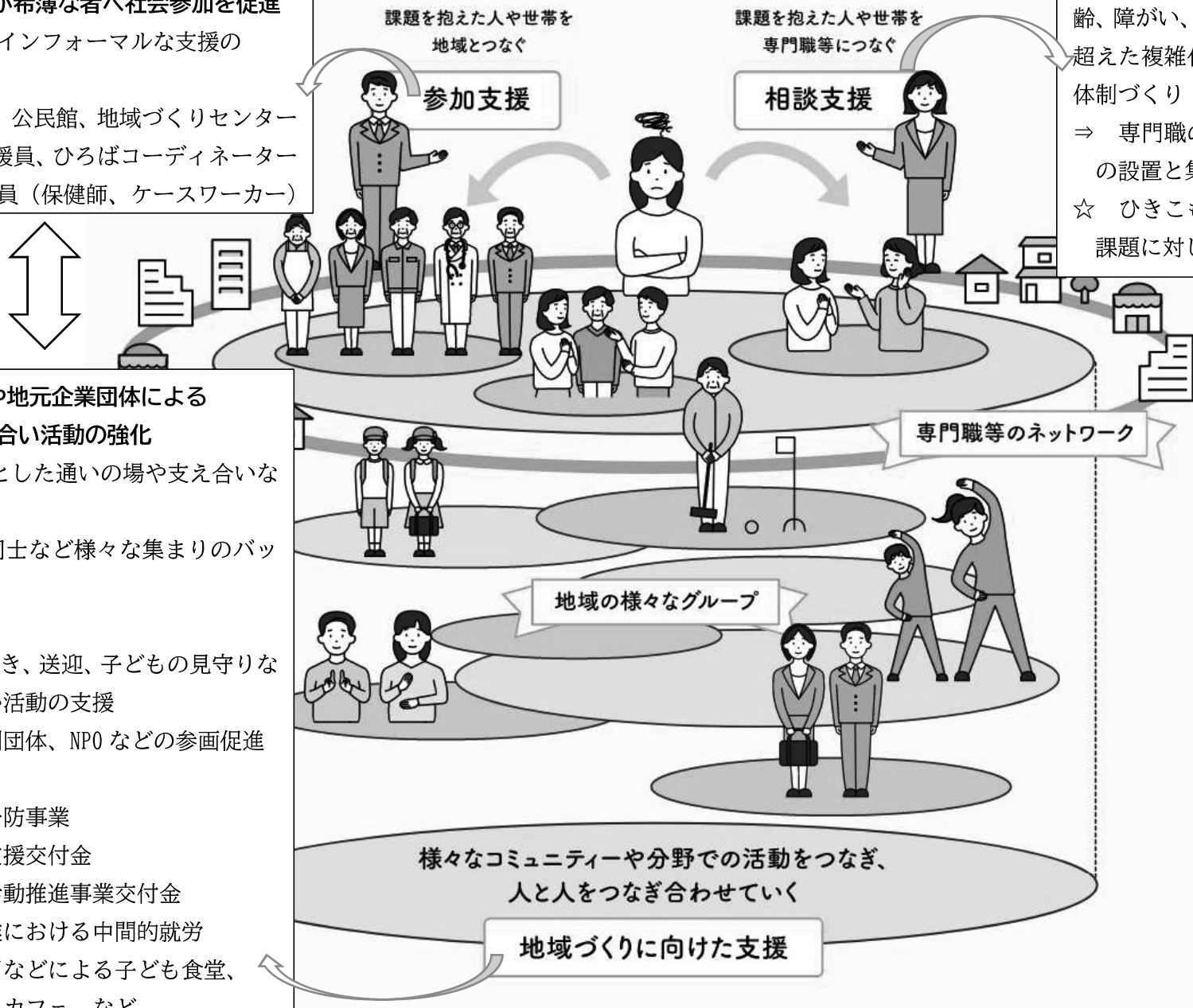
R4.5.9	社会福祉審議会
～	各専門分科会へ付託、専門分科会で調査審議
5.2	社会福祉審議会

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する

社会との関係性が希薄な者へ社会参加を促進
 ◆地域の見守りやインフォーマルな支援のマッチング
 拠点：福祉ひろば、公民館、地域づくりセンター
 人材：地区生活支援員、ひろばコーディネーター、地区担当職員（保健師、ケースワーカー）

属性・世代・相談内容に関わらず受止める
 ◆既存の窓口だけでは解決が困難な、高齢、障がい、こども、生活困窮など分野を超えた複雑化・複合化した課題への支援体制づくり
 ⇒ 専門職の多機関協働による支援会議の設置と集中的な支援計画により支援
 ☆ ひきこもり、ヤングケアラーなどの課題に対して支援

住民同士や地元企業団体による支え合い活動の強化
 ◆35 地区を単位とした通いの場や支え合いなどの活動を支援
 ・隣近所や仲間同士など様々な集まりのバックアップ
 ≪具体例≫
 ・ゴミ出しや雪かき、送迎、子どもの見守りなど地域の支え合い活動の支援
 ・地元企業や民間団体、NPO などの参画促進
 ≪事業例≫
 ☆ フレイル予防事業
 ☆ 地域自治支援交付金
 ☆ 地域福祉活動推進事業交付金
 ☆ 商業や農業における中間的就労
 ☆ 空き家活用などによる子ども食堂、コミュニティカフェ など



○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月22日

条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子（寡婦に関する事項を含む。）の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
健康福祉21市民会議委員			7,000	4,900

」を「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
社会福祉 審議会	委員及び臨時委員		7,000	4,900
	障害者福祉専門分科会 審査部会委員及び臨時委員		7,000	

」に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

4 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とし、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の調査審議を行うときに支給する。

(松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止)

3 松本市健康福祉21市民会議条例(平成13年条例第54号)及び松本市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第36号)は、廃止する。